

しらたか若者移住定住支援交付金について

対象世帯

■ 下記の条件すべてを満たす世帯

- ① 転入時において、夫または妻のどちらかが45歳未満である夫婦世帯、または45歳未満の方と中学生以下のお子さんがある世帯。
- ② 令和5年3月1日から令和6年2月29日までの期間に転入した方。ただし、町から転出後1年に満たない間に再転入した方は対象となりません。
- ③ 会社等の転勤による異動でない世帯。
- ④ 進学による異動でない世帯。
- ⑤ 5年以上定住の意思のある世帯。



支援の内容

基本額	子育て世帯加算金 (中学生以下のこどもがいる世帯) ※出産予定を含む	
	1～2人	3人目以降
10万円	10万円	1人増すごとに5万円ずつ加算

例1 45歳未満の夫婦と中学生以下のこどもが2人いる世帯が転入した場合

基本額 10万円 + 子育て加算金 10万円 = 20万円

例2 45歳未満の夫婦と中学生以下のこどもが4人いる世帯が転入した場合

基本額 10万円 + 子育て加算金(1～2人) 10万円 +
子育て加算金(3人目) 5万円 + 子育て加算金(4人目) 5万円 = 30万円

申請書類

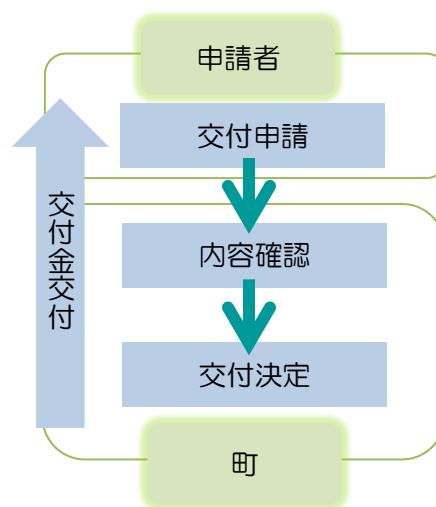
- 交付金申請書
- 住民票謄本
- 戸籍の附票の写し(前住所地の住定年月日がわかるもの)
- 出産予定の者は、母子手帳の写し

【注意事項】

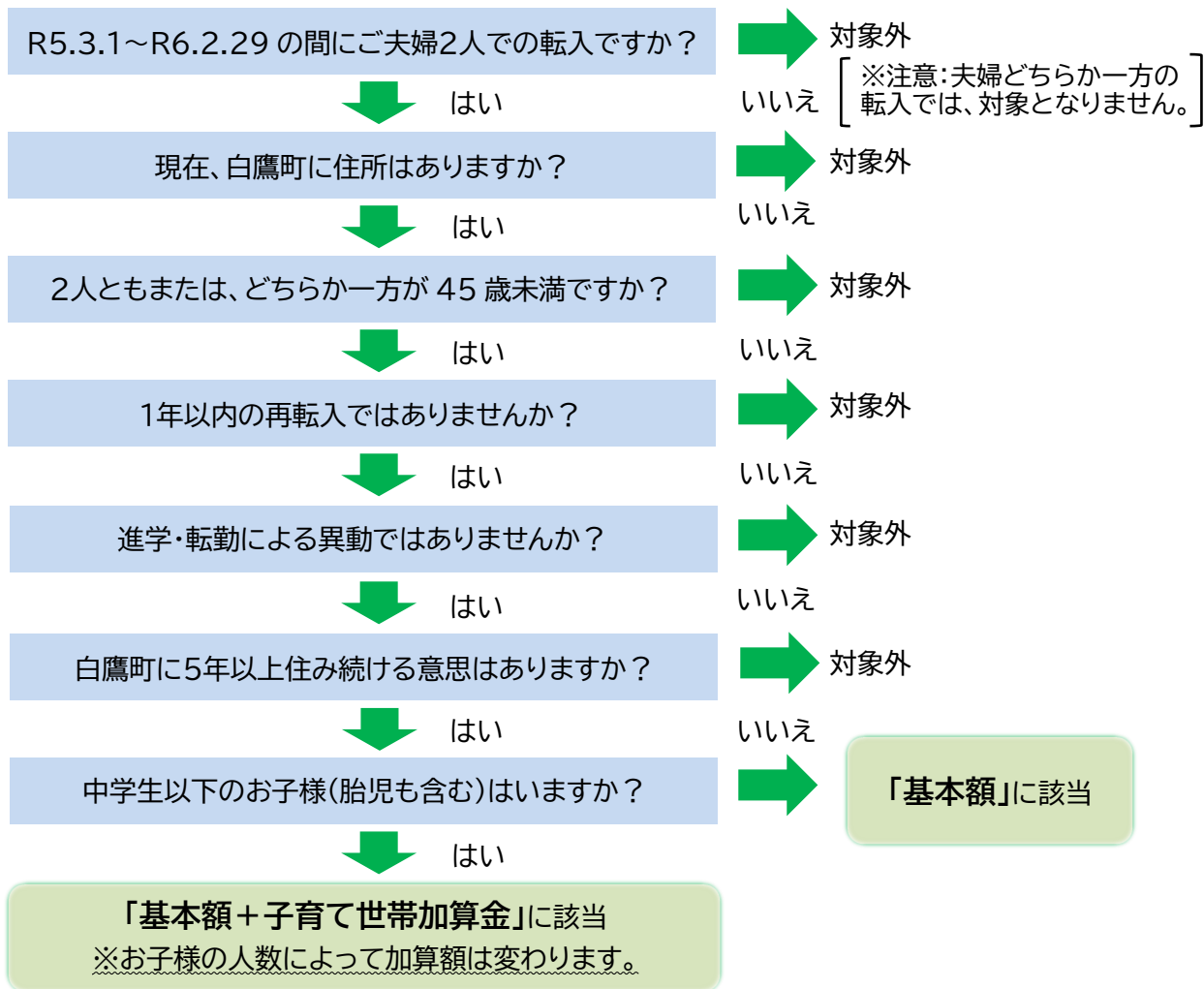
- 対象世帯⑤関係…申請日から3年未満に本町を転出した場合は交付した金額の全部を、3年以上5年以内に転出した場合は交付した金額の半額を返還いただきます。

ただし、災害や病気等のやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではありません。

申請・交付の流れ



■ 夫婦2人で転入の場合



■ 45歳未満の方と中学生以下の子どもの転入の場合

